平成２２年（フ）第１６号
北海道帯広市柏林台南町５丁目１番地　市営柏南６―657
債務者　高松　　宏
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
北海道河西郡芽室町西２条南５丁目２番地花園西公住444
債務者　森本恵美子
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
北海道足寄郡足寄町稲牛389番地の３
債務者　管野　秀和
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
北海道帯広市柏林台南町５丁目１番地
債務者　中村　知明
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１０９８号
神奈川県藤沢市湘南台４丁目33番地　渋谷が原住宅２―204
債務者　仲宗根エルネストこと　ナカソネ　エルネスト
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１９８号
横浜市金沢区東朝比奈３丁目１番15号ウォームウェル101号室
債務者　小沼　香織
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６９号
横浜市港北区日吉本町２丁目54―17　アコール101号室、住民票上の住所横浜市港北区日吉本町２丁目64番４―1202号
債務者　瀧川　美香（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２９１号
神奈川県大和市西鶴間２丁目５番９号
債務者　内山　朗彦
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０３号
愛知県豊橋市神ノ輪町106番地１　205
債務者　田端　里美（旧姓松永）
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午後１時15分　名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１０５７号
岡山市中区倉田422番地51
債務者　伊賀紀美子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７９３号
東京都品川区二葉２丁目５－７
債務者　小石　早苗
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７９４号
東京都杉並区善福寺２丁目15―８　稲生方
債務者　崎濱　秀友
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８０６５号
神奈川県川崎市川崎区日進町27―３―203
債務者　大谷　　剛
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前11時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１１７号
東京都新宿区上落合２丁目25―24―203
債務者　貝塚　和寿
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１３０号
東京都新宿区早稲田鶴巻町547―402
債務者　三家本　守
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８１５４号
埼玉県蕨市塚越５丁目51―５―205
債務者　田渕　道則
1　決定年月日時　平成22年５月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月13日午前11時　東京地方裁判所民事第20部